

# 栗山荘施設入所重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 栗山荘
- ・開設年月日 平成6年4月18日
- ・所在地 秋田県にかほ市象潟町小滝字麻針堰18
- ・電話番号 0184-44-2210
- ・ファックス番号 0184-44-2344
- ・管理者名 圓谷 智夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0552580011号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設栗山荘の運営方針]

- ・老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指します。
- ・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本としています。

### (3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	備考
・医師	1			
・看護職員	5	4	(1)	
・薬剤師		2		
・介護職員	26	4	(3)	介護支援専門員と兼務 2名 支援相談員と兼務 2名 通所リハビリテーションと兼務 1名
・支援相談員	3	1		介護支援専門員と兼務 2名 通所リハビリテーションと兼務 1名
・理学療法士		1		通所リハビリテーションと兼務 1名
・作業療法士	1	1		併設病院と兼務 1名
・管理栄養士	1			
・介護支援専門員	1	1		介護職員と兼務 2名 支援相談員と兼務 2名
・事務職員	3	1		併設病院と兼務 1名
・施設整備員		1		併設病院と兼務 1名
・調理員	6	2		
・歯科衛生士		1		

### (4) 入所利用定員数

- ・定員 100名(短期入所者を含む)
- ・療養室 個室×1室、2人室×6室、3人室×1室、4人室×21室

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 7時30分～ 8時00分  
昼食 11時45分～12時15分  
夕食 17時00分～17時30分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### 協力医療機関

- ・名称 象潟病院
- ・住所 秋田県にかほ市象潟町小滝字麻針堰16

### 協力医療機関・協力歯科医療機関

- ・名称 きさかたクリニック
- ・住所 秋田県にかほ市象潟町字後田77-1

## ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂きます。
- ・面会は、午前8時30分～午後7時までとする。
- ・消灯時間は、午後9時とする。
- ・外出・外泊は、申込書による。
- ・飲酒は行事などの際に考慮する。
- ・喫煙については、施設内はすべて禁煙とする。
- ・火気の取扱いは、火災防止のため、ライター等の持ち込みはできません。
- ・設備・備品の利用は、整理整頓を励行し、大切に使用するものとする。
- ・所持品・備品等の持ち込みはその都度施設と相談することとします。但し、不必要に高額な品物や金銭の持込はお断りする場合があります。
- ・金銭、貴重品等の管理は、原則、自己管理とします。但し、紛失時や他利用者との金銭トラ

ブルの責任は当施設では負いかねます。また、利用者の状態が、自己管理能力を欠いていると当施設側にて判断した場合、金銭、貴重品等の所持及び持込をお断りする事もあります。なお、利用者より申し出があれば、預かり金管理規定に従い当施設が管理するものとします。

- ・ 外泊時等の施設外での受診は、当施設の医師の許可を必要とする。やむを得ず受診した場合には、必ず連絡すること。
- ・ 宗教の布教活動は禁止する。
- ・ 利用者及び来荘者による施設内へのペットの持込みは、原則禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 同性介護についてご希望がございましたら、当施設までご相談ください。

## 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、消火栓、自動通報装置、スプリンクラー
- ・ 防災訓練 年2回以上

## 6. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

- ・ 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0184-44-2210)
- ・ 要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せ頂ければ速やかに対応致しますが、正面入口側に備えつけられた「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ・ 以下に記載する様な他の介護保険関連機関にご相談して頂く事もできます。

にかほ市役所 子育て長寿支援課 長寿支援班 電話 0184-32-3042  
 本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 電話 0184-24-3347  
 秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険班 電話 018-862-3850

## 8. 利用料金

### (1) 基本料金

**※利用者様の収入状況に応じ、介護保険サービスの利用者負担は1割負担・2割負担・3割負担に分かれます。よって、以下の基本料金については1～3割負担時を併記し、2割負担時の料金は[～円]、3割負担時の料金は{～円}として記載しております。**

**なお、国の定めるところの介護保険負担割合については、“《別添資料》一定以上所得者の負担割合の見直しについて”をご覧ください。**

\*介護老人保健施設サービス費／1日

	多床室	従来型個室
・要介護1	793円 [1586円] {2739円}	717円 [1434円] {2151円}
・要介護2	843円 [1686円] {2529円}	763円 [1526円] {2289円}
・要介護3	908円 [1816円] {2724円}	828円 [1656円] {2484円}
・要介護4	961円 [1922円] {2883円}	883円 [1766円] {2649円}
・要介護5	1012円 [2024円] {3036円}	932円 [1864円] {2796円}

- \* 初期加算（Ⅱ）として、入所後30日間に限り上記施設利用料に30円〔60円〕〔90円〕加算されます。
- \* 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円〔724円〕〔1086円〕となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとし、外泊扱いにはなりません。
- \* サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に1日22円〔44円〕〔66円〕加算されます。
- \* 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として、施設利用料に1ヶ月あたり10円〔20円〕〔30円〕加算されます。

（以下の加算は実施時のみ頂きます）

- \* 医師の指示箋に基づく療養食を出した際、上記施設利用料に1食につき6円〔12円〕〔18円〕加算されます。
- \* 若年性認知症の利用者につきましては、上記施設利用料に120円〔240円〕〔360円〕が加算されます。
- \* ターミナルケア（看取り介護）を実施した場合、実施期間に応じて以下の金額が利用料に加算されます。
 

・死亡日以前31～45日間	72円〔144円〕〔216円〕／1日
・死亡日以前4～30日間	160円〔320円〕〔480円〕／1日
・死亡日前日及び前々日	910円〔1820円〕〔2730円〕／1日
・死亡日	1900円〔3800円〕〔5700円〕／1日

この加算につきましては算定開始日～死亡日が月をまたいだ場合、死亡月に前月分もまとめて請求致しますのでご了承ください。

- \* 利用者に対し入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）として上記施設利用料に200円〔400円〕〔600円〕が加算されます。
- \* 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅に試行的に退所させる場合において、当該入所者及びその家族等に対し、退所後の療養上の指導を行った場合に、一回につき400円〔800円〕〔1200円〕加算されます。（最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度とする。）
- \* 【入所者が居宅へ退所した場合】退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する際、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、退所時情報提供加算（Ⅰ）として1回あたり500円〔1000円〕〔1500円〕加算されます。
- \* 【入所者等が医療機関へ退所した場合】退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、退所時情報提供加算（Ⅱ）として1回あたり250円〔500円〕〔750円〕加算されます。
- \* 以下のイ、ロの要件を満たした場合、入退所前連携加算(Ⅰ)として1回あたり600円〔1200円〕〔1800円〕利用料に加算されます。ロの要件のみ満たした場合は入退所前連携加算(Ⅱ)として1回あたり400円〔800円〕〔1200円〕加算されます
  - イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。
  - ロ 入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。
- \* 入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る)の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護

- 小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、訪問看護指示加算として1回あたり300円〔600円〕{900円}加算されます。
- \* 入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、以下の(Ⅰ)、(Ⅱ)を行った場合、利用料に加算されます。
    - (Ⅰ) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、入所前後訪問指導加算(Ⅰ)として1回450円〔900円〕{1350円}加算されます。
    - (Ⅱ) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合、入所前後訪問指導加算(Ⅱ)として1回480円〔960円〕{1440円}加算されます。
  - \* 医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、経口移行加算として1日28円〔56円〕{84円}利用料に加算されます。
  - \* 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に経口維持加算(Ⅰ)として1ヶ月あたり400円〔800円〕{1200円}利用料に加算されます。さらに、当施設が経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は経口維持加算(Ⅱ)として1ヶ月あたり100円〔200円〕{300円}利用料に加算されます。
  - \* 管理栄養士が、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者の退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合、退所時栄養情報連携加算として1回あたり70円〔140円〕{210円}利用料に加算されます。(1ヶ月につき1回まで)
  - \* 介護老人保健施設に入所(以下「一次入所」)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院して再入所する際に必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、再入所時栄養連携加算として1回あたり200円〔400円〕{600円}利用料に加算されます。  
(入所者1人につき1回まで)
  - \* 当施設にて、以下(1)～(4)の条件を満たした場合、施設利用料に1ヶ月あたり90円〔180円〕{270円}加算されます。
    - (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。
    - (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。
    - (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
    - (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
  - \* 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定疾患施設療養費(Ⅰ)として1日239円〔478円〕{717円}が加算されます。
  - \* 厚生労働省の定める新興感染症に感染した利用者に対し、医療機関との連携体制を確保した上

で適切な感染対策を行いながら介護サービスを行った場合、上記施設利用料に1日 240円 [480円] {720円} が加算されます。(月1回、連続5日間まで)

\* なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

#### [介護職員等処遇改善加算] (令和7年1月～)

上記の基本料金の月額に、加算率7.5%を乗じた金額を、国の定めるところの介護職員等処遇改善加算として、利用料金に加算いたします。

#### (2) 利用料

- ① 食費／1日 1,445円  
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費(療養室の利用費)／1日  
・多床室 437円  
・従来型個室 1,728円  
なお、この費用は、利用者の外泊期間中も加算されます。  
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

**\* 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、「《別添資料》「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」に該当する利用者等の負担額」をご覧ください。**

- ③ 日常生活品費／1日 20円  
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払いいただきます。
- ④ 教養娯楽費／1日  
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。
- ⑤ 理美容代 実費  
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 行事費 実費  
小旅行のバス代や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室、お茶会の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 健康管理費  
インフルエンザ等感染症予防接種に係る費用でインフルエンザ等感染症の予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 洗濯代 実費  
私物及び入浴時に使用する施設備え付けのフェイスタオル及びバスタオルの洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 売店利用料 実費  
荘内の売店にてジュース、菓子類、日用品雑貨等取り揃えています。どうぞご利用ください。
- ⑩ 文書発行料  
診断書等の文書の発行費用等お支払いいただきます。
- ⑪ 他科受診料 実費  
当施設への入所中に他の保険医療機関を受診された際、その診療内容が医療保険請求されるものについては、一般の患者同様に患者負担(老人医療の一部負担金)が発生します。この患者負担は全て入所者の負担となりますので、お支払いいただきます。
- ⑬ その他

(3) 支払い方法

- ・ 毎月3日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、現金書留の2通りがあります。入所契約時にお選びください。

(4) 連帯保証人

栗山荘入所契約にあたり、連帯保証人の指定をお願いします。

連帯保証人は利用者及び身元引受人と共に、利用者が当施設のサービスを利用した場合に、それらの対価として当施設の定める上記の料金を支払うことに同意して頂きます。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

《別添資料》

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。なお、令和3年8月1日以降第3段階がさらに細分化され、第3段階①、第3段階②に分かれます。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①・第3段階②の認定要件は下表のとおりです。

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員 (世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650 万円 (夫婦は 1,650 万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550 万円 (夫婦は 1,550 万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計が 500 万円 (夫婦は 1,500 万円)以下

※年金収入額は老齢年金等の課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含まれます。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除きます。

※65歳未満の第2号被保険者は段階に関わらず、預貯金等の認定要件は合計1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です

○その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

**負担額一覧表（1日当たりの利用料）** ※令和6年度の介護報酬改定により令和6年8月以降の負担額に変更があります

1. 介護老人保健施設(令和6年7月まで)

(令和6年8月～令和7年7月まで)

利用者負担段階	食費	居住費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	490
第2段階	390	370	490
第3段階①	650	370	1310
第3段階②	1360	370	1310

→

利用者負担段階	食費	居住費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	550
第2段階	390	430	550
第3段階①	650	430	1370
第3段階②	1360	430	1370

2. 短期入所療養介護(令和6年7月まで)

(令和6年8月～令和7年7月まで)

利用者負担段階	食費	滞在費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	490
第2段階	600	370	490
第3段階①	1000	370	1310
第3段階②	1300	370	1310

→

利用者負担段階	食費	滞在費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	550
第2段階	600	430	550
第3段階①	1000	430	1370
第3段階②	1300	430	1370



《別添資料》

## 一定以上所得者の負担割合の見直しについて

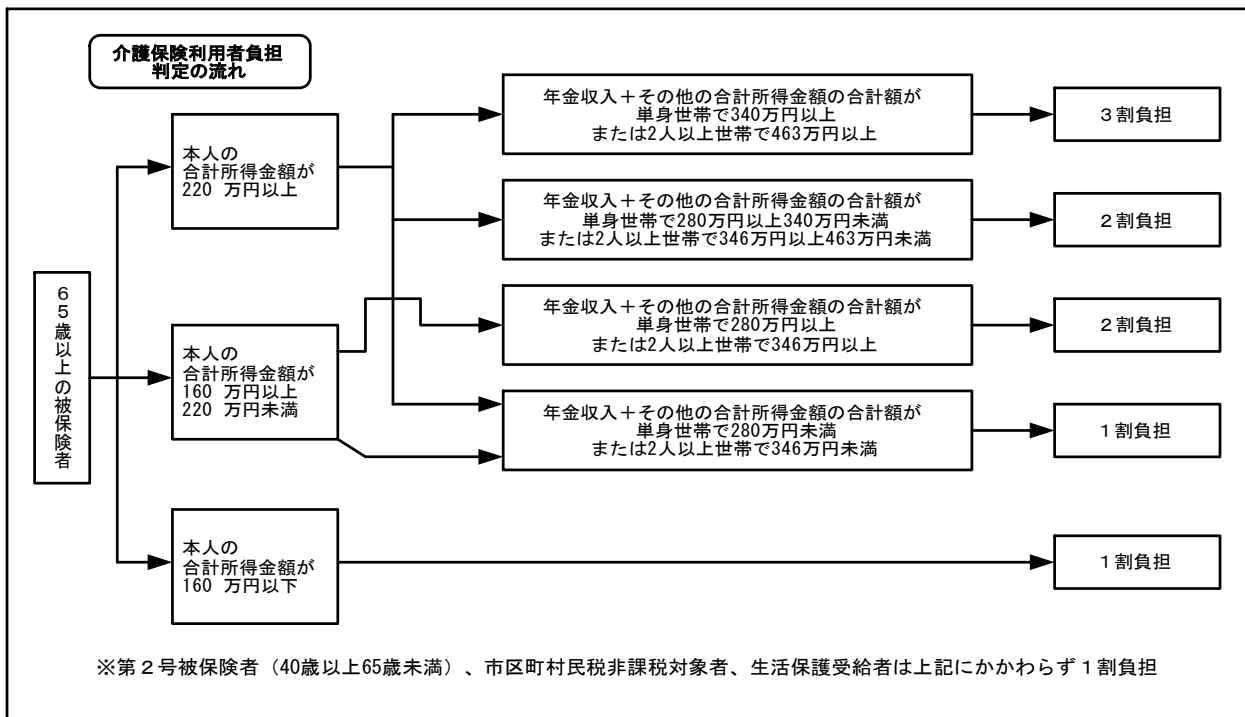
○介護保険の制度を維持する目的で、平成30年8月以降、65歳以上の介護サービス利用者（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある利用者は介護サービス費の2割または3割を負担することが国により定められました。

○3割負担となる利用者の基準は、65歳以上で、合計所得金額<sup>※1</sup>が220万円以上。  
ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額<sup>※2</sup>」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担または1割負担となります。

○2割負担となる利用者の基準は、65歳以上で、合計所得金額が160万円以上220万円未満。  
ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



○月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。2割負担・3割負担の該当者は、利用者負担が高額となりますので、市区町村にて高額介護サービス費の支給申請手続についてもご確認ください。

○要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。